

## ○ホームページによる文書公表の実施について

令和5年3月17日

道本総第4483号

／警察本部各部、所属の長／サイバーセキュリティ対策本部長／宛て

警察行政の透明性の確保のための「訓令・通達の公表」の推進及び北海道情報公開条例（平成10年道条例第28号。以下「条例」という。）第25条に規定する情報提供施策の充実を図るため、「ホームページによる文書公表の実施について」（令4. 7. 11道本総第1357号。以下「旧通達」という。）により、北海道警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）における文書の公表を実施しているところであるが、条例の一部改正に伴い、令和5年4月1日から次により運用することとしたので、条例の趣旨をよく理解し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は同日付けで廃止する。

### 記

#### 1 ホームページによる文書公表の趣旨

警察改革要綱において示された「施策を示す訓令、通達の公表」に基づき、道警察の運営に係る文書を作成する警察本部の各所属及びサイバーセキュリティ対策本部（以下「所管所属」という。）が所管する不開示情報を含まない文書については、開示請求を待たずに自発的かつ積極的にその全文を公表して情報提供を行い、文書の一部に不開示情報を含む場合であっても可能な限りその概要を公表して情報提供に努めることにより、条例第25条の趣旨を徹底するとともに、警察行政の透明性の確保を図るものである。

#### 2 実施要領

警察本部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）は、次によりホームページによる文書の公表に係る事務を行う。

##### ア 対象文書

- (ア) 道警察の所掌事務に係る条例
- (イ) 道公安委員会規則、規程、告示
- (ウ) 警察本部告示、訓令
- (エ) 警察本部長又は警察本部の各部長が発出する有効期間10年以上の通達
- (オ) 警察本部長又は警察本部の各部長が発出する有効期間が5年以下の通達であって、現在公表中のもの及び当該文書の所管所属がホームページによる情報提供の必要を認めたもの

##### イ 公表の方法

- (ア) 条例、規則、規程及び告示  
全文を公表する。ただし、別表、別紙、別記様式等（以下「別表等」という。）については省略できるものとする。
- (イ) 訓令及び通達
  - a 不開示情報を含まないもの  
全文を公表する。ただし、別表等は省略できるものとする。
  - b 不開示情報を含むもの  
名称及び概要を公表するものとする。ただし、名称に不開示情報が含まれる場合又は不開示情報を明らかにすることなく概要を作成することができない場合は、名称及び概要を公表しないものとする。

##### ウ 公表の手続

所管所属において、アに掲げる文書をイの事項によりホームページに公表するものと判断した場合又は公表中の文書を削除する必要があると判断した場合は、次の事項に留意した上で「道警ホームページへの文書掲載・更新・削除依頼書（別記第1号様式。以下「依頼書」という。）により警察情報センターに依頼するものとする。

なお、依頼を受けた警察情報センターは、公表する文書について疑義等が生じた場合の所管所属との協議、文書形式の調整その他の所要の手続を行い、「道警ホームページ公表文書一覧表」（別記第2号様式）を作成し、依頼書とともに保存して、文書公表に係る事務の処理状況を明らかにするものとする。

a 条例等の規程登録

公表対象とする文書に不開示情報を含まない場合は、依頼前に北海道警察情報管理システムによる文書管理業務において規程登録の処理を実施すること。

b 概要文の作成

公表対象とする文書に不開示情報を含む場合は、別添「道警ホームページにより公表する文書の形式」の例により公表する概要文を作成し、依頼書に添付すること。

※別記様式等は省略